企業職給料表

任命権者 企業局長

職務	級別基準職務表に規定する		計	内訳		うち再任用		職制上の	
の級	基準となる業務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	イ 主事又は技師の職務	319	26.6	主事 技師 計	103 216 <b>319</b>	(0)	496	41.4	主事
2級	イ 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	177	14.8	主事 技師 計	47 130 <b>177</b>	(0)	490	41.4	工事
3級	イ 副主査の職務	207	17.3	副主査計	207 <b>207</b>	(6) (6)	209	17.4	副主査
4級	イ 主査の職務	142	11.8	主査	140 142	(36) (36)	144	12.0	主査
5級	イ 班長の職務 ロ 副主幹の職務 ハ 出先機関の次長、課長又は室長の職務 二 出先機関の副支所長の職務 ホ 出先機関の浄水場長の職務	215	17.9	主査 班長 浄水場次長 給水場次長 帰水お客様センター課長 水道事務所課長 施設整備センター課長 海水場変長 水質センター課長 浄水場でと 浄水場では、 浄水場を長 工業用水道事務所浄水場長 水質センター次長	4 41 94 2 2 1 36 7 10 3 5 4 5 1	(21)	212	17.7	班長
6級	イ 副課長の職務 主幹の職務 ハ 出先機関の長の職務 二 出先機関の副場長の職務 ホ 出先機関の支所長の職務 小 出先機関の支所長の職務 ト 出先機関の支所長の職務 ト 出先機関の困難な業務を行う浄水場長の職務	105	8.8	給水場長 副課長 主浄水場長 終末期水道事務所長 県水道事務所長 県水道事務が長 県水道事務が長 県水道事務が長 水流設を構在と、 海水場次と 冷水場など。 海水場などの一次と 海水場などの一次と 一次と 一次と 一次と 一次と 一次と 一次と 一次と	1 27 20 4 3 2 1 12 3 3 1 6 6 1 3 2 1 7 <b>105</b>	(0)	104	8.7	副課長
7級	イ 本局の課長の職務 ロ 副参事又は副技監の職務 ハ 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務	21	1.8	本局の課長 副参事 県水お客様センター長 水道事務所長 施設整備センター所長 浄水場長 水質センター所長 副技監	11 2 1 2 1 1 1 2	(0)	21	1.8	本局の課長
8級	イ 本局の次長の職務 ロ 参事又は技監の職務 ハ 本局の困難な業務を行う課長の職務 ニ 困難な業務を行う出先機関の長の職務	9	0.7	本局の次長 本局の課長 水道事務所長 工業用水道事務所長 技監 計	5 1 1 1 1	(0)	9	0.7	本局の次長
9級	イ 部長の職務 ロ 理事の職務	4	0.3	本局の部長 計	4	(0)	4	0.3	部長
	合計	1,199	100.0	Τā	4	(0)			L

合計1,199<br/>(63)100.0注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

企業行政職給料表

任命権者\_\_\_\_\_\_病院局長

職務	級別基準職務表に規定する		計	内訳		うち再任用	聙	機制上の段	
の級	基準となる業務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	46	24.9	主事 技師 精神保健福祉相談員 医療福祉相談員 子ども療養支援専門員 計	39 1 1 3 2 <b>46</b>	(0)	74	40.0	主事
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	28	15.1	主事 技師 精神保健福祉相談員 計	24 2 2 <b>28</b>	(0)			
3級	副主査の職務	38	20.6	副主査 心理判定員 精神保健福祉相談員 医療福祉相談員 計	22 1 4 11 38	(1)	38	20.6	副主査
4級	主査の職務	19	10.3	主査 上席心理判定員 上席精神保健福祉相談員 上席医療福祉相談員 計	15 1 2 1	(1)	20	10.8	主査
5級	1 班長の職務 2 副主幹の職務 3 出先機関の課長の職務	28	15.1	主査 班長 副主幹 病院課長 主任上席精神保健福祉相談員 科部長	1 2 13 10 1 1	(2)	27	14.6	班長
6級	1 副課長の職務 2 主幹の職務 3 次長の職務 4 出先機関の相当困難な業務を行う課長の職務	14	7.6	副課長 主幹 病院事務局次長 病院課長	1 7 5 1	(0)	14	7.6	副課長
7級	1 担当課長の職務 2 副参事又は副技監の職務 3 事務局長の職務	10	5.4	担当課長 副参事 副技監 病院事務局長	1 2 1 6	(0)	10	5.4	室長である副参事
8級	1 参事又は技監の職務 2 課長の職務	1	0.5	課長 計	1 1	(0)	1	0.5	課長
9級	1 副病院局長の職務 2 理事の職務	1	0.5	副病院局長 計	1	(0)	1	0.5	副病院局長
	合計	185 (4)	100.0						

<sup>| (4) | 100.0 |</sup> 注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

企業研究職給料表

職務	級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		うち再任用		職制上の段階	
の級	基準となる業務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0	0.0				0	0.0	技師
		U	0.0	=	†l 0	(0)	U	0.0	拉斯
2級	研究員の職務	-1	7.7	研究員	1				
乙羽又		'	1.1	=	† 1	(0)	6	46.1	研究員
	1 上席研究員の職務			研究員	5				
3級	2 高度の知識又は経験を必要とする研究員の職務	8	61.5	上席研究員	3				
					+ 8	(0)	4	30.8	上席研究員
	1 部長の職務			上席研究員	1				
4級	2 主席研究員の職務	4	30.8	主任上席研究員	3	(2)	2	00.1	主任上席研究員
1	3 主任上席研究員の職務			1	†l 4	(2)	3	23.1	王士工吊研究員

任命権者\_\_\_\_

病院局長

合計 13 (2) 100.0 注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

企業医療職給料表(一)

職務	級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		うち再任用	職制上の段階		階
の級	基準となる業務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	5	2.1	医師	5		5	2.1	医師
. 404		, i		計					P-1-1-
2級	医長の職務	56	23.7	医長	56		56	23.7	医長
2 1193		30	20.7	計	56	(0)	30	20.7	区区
	1 部長の職務			部長	55				
3級	2 主任医長の職務	127	53.8	主任医長	72				
				計	127	(0)	145	61.4	部長
	1 病院長の職務			部長	14				
	2 副病院長の職務			主任医長	4				
	3 技監の職務			副病院長	5				
4級	4 医療局長又は研究所長の職務	48	20.4	医療局長	5		24	10.2	副病院長
	5 診療部長の職務			診療部長	14		= :		
	6 困難な業務を行う部長の職務			病院長	6	1			
				計			6	2.6	病院長
		236							
	合計	(0)	100.0						

任命権者 病院局長

企業医療職給料表(二)

任命権者\_\_\_\_\_\_病院局長

職務	級別基準職務表に規定する		計	内訳		うち再任用			
の級	基準となる業務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は 作業療法士である技師の職務 2 歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師である技師の職務	27	6.8	技師	27				
				計	27	(0)			
	<ul><li>1 薬剤師又は管理栄養士である技師の職務</li><li>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射 線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士である</li></ul>	138	34.9	技師	138		165	41.7	技師
2級	技師の職務 3 相当高度の技術又は経験を必要とする歯科衛生士又は あん摩マッサージ指圧師である技師の職務	138	34.9	計	138	(0)			
3級	主任技師の職務	00	5.5	主任技師	22		00	F. F.	主任技師
,		22	5.5	計	22	(0)	22	5.5	土壮技即
4級	専門員の職務	72	18.2	専門員	72	(1)			
十州文		72	10.2	計	72	(1)	73	18.4	専門員
	上席専門員の職務			専門員	1				
5級		63	15.9	上席専門員	62	(16)			
				計	63	(16)	64	16.2	上席専門員
	<ol> <li>部長の職務</li> <li>科部長の職務</li> </ol>			上席専門員	2				
	3 主任上席専門員の職務			副薬剤部長	2				
				科部長	20		64	16.2	科部長
6級		73	18.4	主任上席専門員	42	(4)			
- 124		, ,		薬剤部長	4				
				検査部長	2				
				薬剤検査部長	1		8	2.0	部長
				計	73	(4)			
7級	困難な業務を行う部長の職務	1	0.3	薬剤部長	1				
127		·	3.0	計	1	(0)			
	合計	396	100.0						
		(21)		1					

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

企業医療職給料表(三)

任命権者	病院局長

職務	級別基準職務表に規定する		計	内訳		うち再任用		制上の段	
の級	基準となる業務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師である技師の職務	0	0.0						
				計	0	(0)	581	39.2	技師
2級	1 助産師である技師の職務 2 看護師である技師の職務	581	39.2	技師	581	(2)	381	39.2	找帥
-492	3 相当高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師 である技師の職務		00.2	計	581	(2)			
3級	1 主任助産師又は主任看護師の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師であ	143	9.6	主任看護師	143	(23)	143	9.6	主任
	る技師の職務			計	143	(23)			看護師
	1 看護師長の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主任助産師又			主任看護師	598		603	40.6	主任
	は主任看護師の職務			主任助産師	5		000	10.0	看護師
4級		658	44.3	看護師長	51				
				主査	4	(4)	55	3.7	看護師 長
				計	658	(4)			
	1 副看護局長の職務 2 上席看護師長の職務			主任看護師	56		57	3.8	主任
				主任助産師	1		07	0.0	看護師
				看護師長	10		10	0.7	看護師 長
5級		96	6.5	副看護局長	21				
				上席看護師長	5		29	2.0	副看護
				副主幹	3				局長
				計	96	(0)			
6級	看護局長の職務	4	0.3	看護局長	4				
○ 113X			0.0	計	4	(0)	6	0.4	看護局長
7級	困難な業務を行う看護局長の職務	2	0.1	看護局長	2			0.4	一日吃円区
, 432			0.1	計	2	(0)			
	合計	1,484	100.0						
	1 11	(29)	100.0						

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

企業技能労務職給料表

職務	級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		うち再任用	聤	制上の段	階
の級	基準となる業務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	運転手、ボイラ士、電話交換員、用務員、調理員又は医療 助手(以下「運転手等」という。)の職務	0	0.0						
1 1/92		Ů	0.0	計	0	(0)	0	0.0	主任以外の職
2級	高度の技能又は経験を必要とする運転手等の職務	0	0.0				0	0.0	工正数/10/4
Z 19X		0	0.0	計	0	(0)			
3級	1 主任運転手又は主任ボイラ士の職務 2 主任電話交換員、主任用務員、主任調理員又は	0	0.0						
3 AVX	主任医療助手(以下「主任電話交換員等」という。)の職務	0	0.0	計	0	(0)			
4級	1 主任運転技師又は主任ボイラ技師の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする主任電話交換員等	1	100.0	主任医療助手	1	(1)	1	100.0	主任の
4 救X	の職務	•	100.0	計	1	(1)		100.0	職
5級	1 高度の技能又は経験を必要とする主任運転技師又は 主任ボイラ技師の職務	0	0.0						
O AVX	2 特に高度の技能又は経験を必要とする主任電話交換員 等の職務	J	0.0	計	0	(0)			

100.0

1

(1)

任命権者\_\_\_

病院局長

合計

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

特定任期付職員

任命権者 病院局長

職務の級	等級別基準職務表に規定する	合	計
地がりが	基準となる業務	(人)	(%)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合		0.0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合		0.0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合		0.0
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	100.0
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合		0.0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要な ものに従事する場合		0.0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重 要なものに従事する場合		0.0
	合計	1	100.0